消防団員等向け

公務災害補償制度について

（　令和６年１０月　）

福島県市町村総合事務組合

1　公務災害補償制度とは

消防団員又は民間協力者（以下「消防団員等」という。）が、消防、水防をはじめとする消防団活動等により、負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害を被った場合に、消防団員等又はその遺族に対して損害を補償し、併せて被災された消防団員の社会復帰の促進、遺族の援護等を図るために必要な福祉事業を行う制度です。

2　災害が発生したら

(1)　フローチャート

災害発生から支払いまでの流れを図示すると次のとおりです。

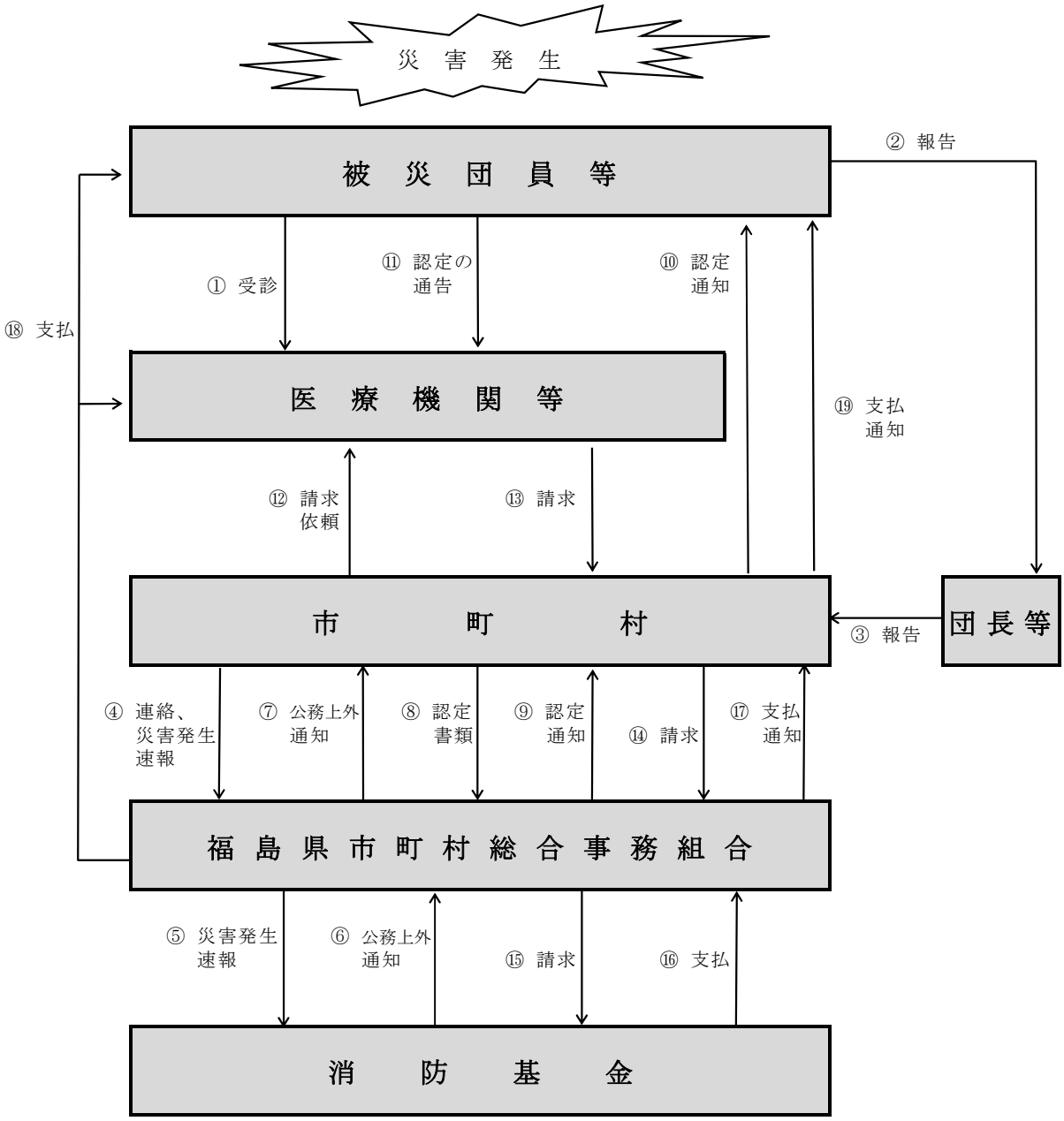

※　医療機関等とは、病院のほか薬局、整骨院等も含まれます。

「消防基金」とは、公務災害補償を的確に実施するために契約している団体。

(2)　医療機関等を受診する際の留意点

災害発生後、医療機関等を受診する際は次の点に注意してください。

①　消防団員

医療機関等を受診する際は、公務災害認定の手続きをする予定（又は手続き中）である旨を伝えるとともに、支払いについて保留可能であるかを確認し、認定後はその旨を医療機関等へお伝えください。（医療機関等によっては、支払いを保留していただける場合があります。）

なお、保険証を使用して医療機関等を受診し、発生した災害が公務上の災害と認定された場合は、健康保険（社保）及び国民健康保険（国保）による保険給付の適用が受けられないことになっていますので、返金の手続きが発生します。

②　民間協力者

社保の適用を受けることができますので、保険証を使用して受診し、自己負担分のみを当組合へご請求いただき、ご本人へお支払いすることも可能です。

3　消防団の公務の範囲

(1)　消防の任務

消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行うことを任務とすると定義されています。

(2)　消防団の業務

消防団の業務は多岐にわたり、その範囲も広範なものとなっていますが、いずれも社会的要請を受けて従事することが消防団の業務であることの要件とされており、代表的な業務は次のとおりです。

消防団の業務	業務内容の具体例
①　火災の鎮圧に関する業務	・消火活動　・火災発生時における連絡業務 ・火災現場における警戒（鎮火後の警戒を含む）
②　火災の予防及び警戒に関する業務	・防火訓練、広報活動等の火災予防活動 ・独居老人宅等への戸別訪問による防火指導 ・年末警戒　・夜回り　・花火大会等における警戒
③　救助に関する業務	・水難救助活動　・山岳救助活動　・交通事故等における救助活動 ・救助事故現場における警戒　・行方不明者の捜索
④　地震、風水害等の災害の予防、警戒及び防除並びに災害時における住民の避難誘導等に関する業務	・住民の避難誘導　・災害防除活動　・災害現場における警戒 ・災害発生時における連絡業務　・危険箇所の警戒
⑤　武力攻撃事態等における警報の伝達、住民の避難誘導等国民の保護のための措置に関する業務	・住民への警報や避難指示等の伝達 ・住民の避難誘導
⑥　地域住民（自主防災組織等を含む。）等に対する指導、協力、支援及び啓発に関する業務	・自主防災組織等に対する指導、協力、支援　・応急手当の普及指導 ・イベント等の警戒 ・スポーツ大会等への参加を通じた防火意識の啓発 ・木遣り、音楽隊等の活動を通じた防火意識の啓発 ・老人ホーム等各種施設、団体での防火啓発
⑦　消防団の庶務の処理等の業務	・業務計画の策定　・経理事務　・団員の募集　・広報誌の発行等
⑧　その他、地域の実情に応じて、特に必要とされる業務	・資機材の点検整備　・消防水利確保のための草刈り等　・操法訓練等

４　公務災害認定の基本的考え方

発生した災害が公務上の災害と認められるためには、次の２つの要件を満たす必要があります。

(1)　公務遂行性

団長等の上司の命令に従い、正規の消防団の業務（公務）に従事していることをいいます。

(2)　公務起因性

公務に従事したことにより負傷し、又は疾病にかかったことをいい、公務に従事したことと、負傷又は疾病にかかったこととの間に経験則等に照らし合わせて、相当の因果関係が認められることが必要です。

５　公務災害補償の種類と内容

消防団員等が消防団活動等により、負傷、疾病、障害又は死亡の身体的損害を被った場合は、損害補償及び福祉事業により補償等を行いますが、**被災された方が民間協力者の場合は、損害補償のみ**となります。

(1)　損害補償

公務等の災害によって生じた損害の補てんを目的とした基本的給付であり、次の補償があります。

損害補償の種類	補　償　内　容
療養補償	負傷し、又は疾病にかかった場合に、医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術、その他の治療等の必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。
休業補償	負傷し、又は疾病にかかり療養のため勤務等をすることができず、給与等の収入を得られない場合に、その勤務等をすることができない期間、１日につき補償基礎額(※)の１００分の６０ に相当する額を支給します。
傷病補償年金	負傷し、又は疾病にかかり、療養の開始後１年６か月を経過してもその傷病が治らず、一定の傷病等級（第１級から第３級）に該当する場合に、その傷病が継続している期間は、年金を支給します。
障害補償	負傷し、又は疾病にかかり、傷病が治癒してもなお一定の障害が残った場合に、第１級から第７級までに該当した方には年金を支給し、また、第８級から第１４級までに該当した方には一時金を支給します。（補償基礎額に各障害等級に応じた倍数を乗じた額） なお、障害補償年金については、障害補償年金差額一時金、障害補償年金前払一時金の特例があります。
介護補償	第２級以上の傷病補償年金又は障害補償年金の支給事由となった障害のうち、特定の障害により常時又は随時介護を要する状態にある方が、介護費用を支出して介護を受けた場合又は親族等から介護を受けた場合は、区分に応じて実額又は定額を支給します。

遺族補償	消防団員等が亡くなられた場合、その方と生計維持関係があったこと等の一定の要件に該当する遺族に対して年金を支給し、年金を受けることができる遺族がいない場合は、その他の遺族に対して、一時金を支給します。（補償基礎額に遺族の区分に応じた倍数を乗じた額）
葬祭補償	消防団員等が亡くなり、遺族が葬祭を行った場合に、その方に対して315,000円に補償基礎額に３０を乗じた額を加えた額又は補償基礎額に６０を乗じた額のいずれか高い額を支給します。

（※） 補償基礎額とは、損害補償（療養補償及び介護補償を除く。）及び福祉事業（休業援護金及び各種特別給付金）の算定の基礎となるものであり、基礎額と扶養親族加算額で構成されています。

(1) 基礎額

① 消防団員：災害が発生した日において、属していた階級と勤務年数によって定められた額

② 民間協力者：9,100円（令和６年４月１日から適用される額。通常得ている収入日額が9,100円を超える場合は、9,100円から14,200円の間の収入日額）

(2) 扶養親族加算額

災害が発生した日において、一定の要件を満たす扶養親族がある場合に、区分に応じて基礎額に一定の額を加算。

(2) 福祉事業

被災された消防団員又はその遺族の福祉を増進するため、消防基金が行っている損害補償を補完する付加的給付であり、次の事業があります。

福祉事業の種類	事　業　内　容
外科後処置 補装具 リハビリテーション	障害等級に該当する方に対して、必要な医療行為、補装具の支給等、機能訓練等を行い、又はその費用を支給します。
アフターケア	一定の傷病を有する方に対して、必要な処置を行い、又はその費用を支給します。
休業援護金	休業補償を受ける方に対して、原則として補償基礎額の１００分の２０に相当する額を支給します。
在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業	傷病補償年金又は障害補償年金（障害等級第３級以上に該当する場合）を受給されている方のうち、現に居宅において介護を受けている方に対して、介護人を派遣し、入浴、排せつ、食事等の介護等を供与し、又はその供与に必要な費用を支給します（一部費用負担あり。）。
奨学援護金	年金を受給されている方（障害補償年金を受給されている場合は、第１級から第３級までの等級に該当する方に限る。）のうち、ご本人やその子が在学者等である場合に、学資等の支弁を援護するために、在学者等の学校区分に応じて定額を支給します。
就労保育援護金	年金を受給されている方（障害補償年金を受給されている場合は、第１級から第３級までの等級に該当する方に限る。）のうち、未就学の子と生計を同じくしている方の就労のため、その子を保育所等に預ける場合に、保育費用の支弁を援護するために、１人につき月額8,000円を支給します。

傷病特別支給金 障害特別支給金 遺族特別支給金	傷病補償年金、障害補償又は遺族補償を受給されている方に対して、見舞金（弔慰金）として等級等の区分に応じて一時金（定額）を支給します。
障害特別援護金 遺族特別援護金	障害補償又は遺族補償を受給されている方に対して、生活の援護等を目的として、等級等の区分に応じて一時金（定額）を支給します。
傷病特別給付金 障害特別給付金 障害差額特別給付金 遺族特別給付金	傷病補償年金、障害補償又は遺族補償を受給されている方に対して、生活援護のための付加給付として年金額又は一時金額の１００分の２０に相当する額を支給します（一定の限度額あり。）。
長期家族介護者 援護金	傷病補償年金又は障害補償年金を受給されている方（１０年以上年金を受給している方に限る。）のうち、一定の障害に該当する方が私傷病により亡くなられた場合に、遺族に対して、一時金として１００万円を支給します。